

令和2年 第3回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

令和2年12月24日開・閉会

枚方寝屋川消防組合議会

令和2年第3回定例会 枚方寝屋川消防組合議会会議録目次

出席議員	1
地方自治法第121条による出席者	1
議事日程・会議に付した事件	2
開会（午前10時30分）	3
伏見隆管理者開会の挨拶	3
出席状況の報告	5
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
議事日程の報告	5
会期の決定について	6
報告第2号 専決事項の報告について	6
中井義弘枚方東消防署長の提案理由の説明	6
足立隆儀枚方消防署長の提案理由の説明	8
報告第3号 専決事項の報告について	9
島村忠消防次長兼総務部長の提案理由の説明	9
認定第1号 令和元年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について	10
古満園美会計管理者の提案理由の説明	10
認定第1号採決	14
議案第6号 令和2年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第1号）	14
島村忠消防次長兼総務部長の提案理由の説明	14
太田徹議員の質問	15
島村忠消防次長兼総務部長の答弁	15
太田徹議員の再質問	16
島村忠消防次長兼総務部長の答弁	16
太田徹議員の再質問（要望）	16
岡由美議員の質問	17
中井正明警防部長の答弁	17
岡由美議員の再質問（要望）	18
議案第6号採決	19
議案第7号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について	19
野田繁人予防部長の提案理由の説明	19
議案第7号採決	21
議員提出議案第3号 枚方寝屋川消防組合議会会議規則の全部改正について	21
金子英生副議長の提案理由の説明	21
太田徹議員の質問	23
金子英生副議長の答弁	23
島村忠消防次長兼総務部長の答弁	24
太田徹議員の再質問（要望）	24

議員提出議案第3号採決	25
休憩（午前11時40分）	25
再開（午前11時45分）	25
一般質問	25
太田徹議員の質問	25
新型コロナウイルス対策について	25
島村忠消防次長兼総務部長の答弁	25
太田徹議員の再質問	26
新型コロナウイルス対策について（要望）	26
野口光男議員の質問	26
新型コロナウイルス対策について	26
中井正明警防部長の答弁	27
野口光男議員の再質問	27
新型コロナウイルス対策について	27
島村忠消防次長兼総務部長の答弁	27
野口光男議員の再質問	28
新型コロナウイルス対策について（要望）	28
伏見隆管理者閉会の挨拶	28
前田富枝議長閉会の挨拶	29
閉会（午前11時58分）	29

令和2年12月24日（木）

令和2年 第3回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

令和2年第3回枚方寝屋川消防組合議会定例会会議録

令和2年12月24日（木）

出席議員（16名）

1番	有山	正信	7番	金子	英生	13番	福田	篤志
2番	泉	大介	8番	木村	亮太	14番	前田	富枝
3番	一原	明美	9番	妹尾	正信	15番	森本	雄一郎
4番	漆原	周義	10番	辻谷	恵一	16番	八尾	善之
5番	太田	徹	11番	中川	健			
6番	岡	由美	12番	野口	光男			

地方自治法第121条による出席者

管理者	伏見	隆	予防部長	野田	繁人
副管理者	広瀬	慶輔	枚方消防署長	足立	隆儀
副管理者	長沢	秀光	枚方東消防署長	中井	義弘
会計管理者	古満	園美	寝屋川消防署長	伊藤	高博
消防長	小野	多弘	枚方市危機管理監	佐藤	伸彦
消防次長兼総務部長	島村	忠	寝屋川市危機管理部長	荻野	裕嗣
警防部長	中井	正明			

議 事 日 程（令和 2 年12月24日 午前10時30分開会）

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 報告第 2 号 専決事項の報告について
- 日程第 3 報告第 3 号 専決事項の報告について
- 日程第 4 認定第 1 号 令和元年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 6 号 令和 2 年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第 1 号）
- 日程第 6 議案第 7 号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について
- 日程第 7 議員提出議案第 3 号 枚方寝屋川消防組合議会会議規則の全部改正について
- 日程第 8 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 8 まで

消防組合議会事務局職員出席者

事務局長 森 真 彦

(午前10時30分)

○前田富枝議長 皆様、おはようございます。議員各位におかれましては、年末、ご多忙のところ、消防組合議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

会議前に申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から議場の換気を実施させていただくとともに、飛沫防止対策としてパーティションを設置しておりますので、発言時はマスクを外していただき、それ以外につきましてはマスクを着用していただきますよう、お願いいたします。

それでは、ただいまから令和2年第3回枚方寝屋川消防組合定例会を開会いたします。

最初に、管理者の挨拶をお受けします。

伏見管理者。

○伏見隆管理者 おはようございます。令和2年第3回枚方寝屋川消防組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、両市議会終了後の大変お疲れのところ、早朝よりご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

初めに、本年10月、職場におけるパワーハラスメントと職務専念義務違反の不祥事案により、議員の皆様をはじめ市民の皆様にご多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことを心からおわび申し上げます。今回の事案では、職場における優位性を背景にした部下職員に対する言動を問題視し、関係職員に対して厳しい処分を行ったもので、再発防止と信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

本件をはじめ、今年は職員の不祥事が多発したことから、消防組合の各所属の職員を構成員とする不祥事防止対策検討委員会において原因の分析や効果的な対策について検討しているところです。現在、検討結果の報告書を取りまとめており、今後の全員協議会において議員の皆様にもご報告させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

また、ハラスメントに関する問題を適切に解決するためには、公平・公正な調査を行った上でハラスメント行為の有無を認定する体制の確立が求められます。現在の体制を見直し、来年から弁護士、カウンセラー、構成両市の職員が委員となるハラスメント審査委員を設置し、今後、相談体制のさらなる充実と研修などの各種取組の両輪

で職場におけるハラスメント撲滅に努めてまいります。

さて、今年には新型コロナウイルスの感染拡大により、4月には政府より緊急事態宣言が発令され、それ以降も第2波、第3波と感染者が増え続け、いまだ予断を許さない状況が続いております。コロナ禍の中ですが、本消防組合では12月1日から歳末警戒に入り、20日からは体制を一層強化し、昼夜にわたり特別警戒を実施しています。

また、大型ショッピングセンターに対する立入検査などにより、建物を利用する方の安全確保と防火管理の強化にも努めているところです。市民の皆様には健やかな新年を迎えていただくためにも、引き続き、気を引き締めながら警戒・予防活動に取り組んでまいります。

今年の枚方市、寝屋川市における災害件数は昨年と比較して大きく減少していますが、これは新型コロナウイルスの影響によって社会活動全体が大きく制約されたことが大きな要因であると分析しております。そのうち火災件数は昨年より約20件少なく、数十年ぶりの少なさとなっておりますが、残念ながら、火災によってお亡くなりになられた方は5人で、既に昨年と同数となっております。多くのケースにおいてご高齢の方が住宅火災によって亡くなられているという現状を踏まえ、本消防組合では住宅防火対策の要である住宅用火災警報器の設置と維持管理の啓発について取り組んでいるところです。今後も地域の住宅防火の輪を広げるために、住宅防火診断や各地域への家庭訪問などを通じて住宅用火災警報器の共同購入などについて働きかけてまいります。

一方、救急では過去最高件数を記録した昨年の救急件数から今年は3,000件以上減少しております。しかし、11月以降、新型コロナウイルス感染者や感染の疑いがある方の搬送件数が急増しており、感染リスクに最大限の警戒をしながら救急業務を実施しているところです。これから本格的な冬を迎え、新型コロナウイルスとインフルエンザとの同時流行についても懸念されることから、関係機関と緊密に連携を図り、受入先医療機関の確保や感染防止対策に対応してまいります。

今年には枚方市、寝屋川市においては大きな自然災害は発生しませんでした。7月の熊本地方を中心とする豪雨など、全国各地で大きな被害を出す災害が発生しました。こうした災害はいつどこで発生するか分からない状況であり、近い将来、南海トラフ巨大地震の発生が高い確率で予測されています。今後も市や消防団、自主防災組織などの関係機関と連携し、地域防災力の強化を図るとともに、近隣の消防を含めた広域

防災体制の整備など危機管理体制についても検討してまいります。

このように本消防組合では様々な課題を抱えておりますが、来年度は新型コロナウイルスの影響によって策定に遅れが生じている第5次将来構想計画をスタートさせる年でもあります。人口減少社会において持続可能な消防体制を確保するために、行政のデジタル化、消防分野におけるICTなどスマートな消防行政運営を実現するための計画を策定してまいります。

なお、第5次将来構想計画の策定状況につきましては全員協議会等の機会を通じてご報告させていただく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

本日は、専決事項の報告、令和元年度消防組合歳入歳出決算の認定、令和2年度補正予算や条例改正の議案等を提案させていただいておりますので、よろしくご審議の上、ご認定、ご可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

今後も市民の皆様から親しまれ信頼される消防組合を目指しながら、職員が一丸となり、安全・安心なまちづくりに一層の努力を重ねてまいりますので、議員の皆様におかれましては温かいご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○前田富枝議長 次に、事務局から諸般の報告をいただきます。

○森真彦事務局長 ご報告申し上げます。

まず、議員の出席状況からご報告いたします。本日の会議のただいまの出席議員は16名、全員出席でございます。

次に、例月現金出納検査の結果でございますが、令和元年度令和2年5月分、令和2年度5月分から10月分までをお手元に配付しておりますのでご参照いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

○前田富枝議長 ただいま報告いただいたとおり、出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

会議規則第70条に基づき、会議録の署名議員を議長において指名します。2番泉議員、6番岡議員。以上のとおりです。よろしくお願いいたします。

次に、事務局から議事日程の報告をいただきます。

○森真彦事務局長 議事日程

日程第1

会期の決定について

- 日程第2 報告第2号 専決事項の報告について
- 日程第3 報告第3号 専決事項の報告について
- 日程第4 認定第1号 令和元年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第6号 令和2年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第7号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について
- 日程第7 議員提出議案第3号 枚方寝屋川消防組合議会会議規則の全部改正について
- 日程第8 一般質問

以上です。

○前田富枝議長 ただいまの議事日程により本日の会議を進めてまいります。

それでは、まず初めに日程第1 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今議会の会期は本日1日としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前田富枝議長 ご異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

次に、日程第2 報告第2号 専決事項の報告についてを議題とします。

専決第2号及び専決第5号の損害賠償の額を定めることについての提案理由の説明を求めます。

中井枚方東消防署長。

○中井義弘枚方東消防署長 ただいま上程いただきました報告第2号の専決第2号及び第5号につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の1ページをお開き願います。

本件は、地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりご報告させていただくものでございます。

それでは、まず、専決第2号についてご説明いたします。

恐れ入りますが、議案書の2ページをお開き願います。

事故の概要につきましては、令和2年5月28日木曜日午前11時24分頃、救急事案に

出動した枚方東消防署長尾出張所配備の救急車が傷病者を収容後、搬送先である田辺中央病院に向けて走行中、京都府京田辺市大住ヶ丘2丁目21番1号交差点付近において信号待ちで停車していた普通乗用車を右折レーンに出て追い越そうとしたところ、普通乗用車の右サイドミラーに救急車の左サイドミラーを接触させ、損傷させたものでございます。損害賠償額につきましては令和2年6月7日に示談が調い、当方側に全て過失があることから4万3,274円を相手方に支払ったものでございます。

なお、本件の救急事案は、事故後、即時にほかの救急車を出動させ、万全の処置を講じて対処しましたことを申し添えます。

参考資料としまして、3ページに事故現場見取図を、また、お手元に物件損害に関する承諾書（免責証書）を配付しておりますのでご参照願います。

事故原因につきましては、交差点付近の右折レーンと対向車線の間に設置されていたチャッターバーを踏まないように追い越そうとしたところ、左側普通乗用車との間隔を見誤り、接触させたものでございます。事故後、直ちに事故当時者に対しまして厳しく注意し、再発防止を指導したところでございます。

続きまして、専決第5号についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の6ページをお開き願います。

事故の概要につきましては、令和2年10月16日金曜日午前9時38分覚知、枚方市招堤北町1丁目2241番1号の店舗駐車場の北側空き地にて発生したその他の火災において、楠葉消防小隊が敷地北側に設置されていたフェンス越しにホース延長し、消火活動を実施していたところ、フェンス支柱下部のコンクリートブロックを一部剥離させたものでございます。

損害賠償額につきましては令和2年12月4日に示談が調い、当方側に全て過失があることから10万8,900円を相手方に支払ったものでございます。

参考資料としまして、7ページに事故現場見取図を、また、お手元に示談書を配付しておりますのでご参照願います。

事故原因につきましては、延焼危険がない状況で消火活動を急ぐあまり、強度確認を行うことなく隣接している建物のフェンス越しにホース延長をしたことにより、通水時に荷重がかかり、フェンス支柱のコンクリートブロックを損傷させたものでございます。

本件につきましては災害活動中の安全確認不足、強度確認不足によるものであり、

同様の事故が発生しないように全職員に対して安全管理の徹底を指導したところでございます。

それぞれの事故につきまして、ご迷惑をおかけしました関係者の方々に深くおわびを申し上げます。また、事故防止に取り組んでいる中、立て続けに事故が発生させてしまったことは誠に遺憾であり、心からおわび申し上げます。このたびのことを重く受け止め、署員に対し改めて研修などを通じて意識啓発を行い、事故防止に努めてまいります。

以上、専決第2号及び第5号のご報告とさせていただきます。

○前田富枝議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○前田富枝議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

次に、専決第3号 損害賠償の額を定めることについての提案理由の説明を求めます。

足立枚方消防署長。

○足立隆儀枚方消防署長 ただいま上程いただきました報告第2号のうち専決第3号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書4ページをお開き願います。

本件事故につきましては、平成31年2月10日日曜日午後4時33分頃、枚方市枚方公園町1番1号で発生した救急事案において、傷病者を救急車に収容する際にストレッチャーのタイヤが防振ベッドのレールから離脱したため、一旦、車外へ引き戻したところ、頭部側を保持していた隊員がバランスを崩して倒れ込み、着用していた第二種保安帽が傷病者の口唇部付近に直撃し、負傷させたものでございます。なお、本事故による傷病者の症状の悪化はなかったものでございます。

損害賠償につきましては令和2年10月13日に示談が調い、当方側に全て過失があったことから、歯の治療費及び慰謝料を合計した28万800円を相手方に対して支払ったものでございます。

参考資料としまして、5ページに事故現場の見取図を、また、お手元に示談書を配付しておりますのでご参照願います。

事故原因につきましては、ストレッチャーを車内に収容する際の隊員間の意思疎通が図れていなかったこと及び車両装備品取扱い時の確認不足によるものでございます。

今回の事故につきまして、傷病者をさらに負傷させてしまったことは言語道断であり、ご迷惑をおかけいたしました関係者の方々に深くおわび申し上げます。事故後、直ちに事故当事者に対しまして厳しく指導するとともに、同様の事故が発生しないよう、全署員に対し安全確認の徹底と車両装備品の取扱い及び特性についての教育を行い、指導したところでございます。今後も研修などを通じまして職員の意識啓発を行い、救急活動中の事故防止に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、専決第3号のご報告とさせていただきます。

○前田富枝議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○前田富枝議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上をもって、日程第2 報告第2号の専決事項の報告についてを終結します。

次に、日程第3 報告第3号 専決事項の報告についてを議題とします。

専決第4号 枚方寝屋川消防組合給与条例の一部改正についての提案理由の説明を求めます。

島村消防次長兼総務部長。

○島村忠消防次長兼総務部長 ただいま上程いただきました報告第3号の専決第4号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の8ページをお開き願います。

本件は、特に緊急を要するものと判断し、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりご報告させていただき、承認を求めるものでございます。

今回の条例改正は、令和2年人事院勧告が行われ、本消防組合におきましても勧告の内容並びに社会情勢及び本消防組合の厳しい財政状況等を十分考慮し、人事院勧告並びに構成市に準じた給与改正を行ったものでございます。

それでは、改正内容につきまして、参考資料の新旧対照表によりご説明させていただきます。

11ページをお開き願います。

改正条例の第1条による第36条第2項及び第3項の改正は期末手当の支給割合を引き下げるもので、令和2年12月期の正職員の支給割合を100分の125とするものでございます。

改正条例の第2条による第36条第2項及び第3項の改正は、令和3年度以降の期末手当については正職員の支給割合を6月期、12月期ともに100分127.5に改めるものでございます。

恐れ入りますが、10ページにお戻り願います。

附則でございますが、施行期日を定めたものでございます。令和2年12月期の期末手当の改正については令和2年12月1日から、令和3年度以降の期末手当に係る規定については令和3年4月1日から施行するものでございます。

なお、参考といたしまして、今回の改正に伴い一般職の職員1人当たりの期末手当の平均支給額はおおむね1万8,000円の減額となり、人件費の削減額はおおむね1,300万円でございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、専決第4号の報告とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○前田富枝議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○前田富枝議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○前田富枝議長 討論なしと認め、討論を終結します。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前田富枝議長 ご異議なしと認め、日程第3 報告第3号の専決事項の報告についてを終結します。

次に、日程第4 認定第1号 令和元年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

古満会計管理者。

○古満園美会計管理者 ただいま上程いただきました認定第1号 令和元年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、監査委員のご意見を付しまして、議会の認定をお願いするものでございます。

令和元年度は、全国各地で頻繁に大規模な風水害が発生しました。特に9月、10月

に相次いで日本列島を直撃した台風では、記録的暴風雨による建物の倒壊や大規模な停電被害、また、河川の決壊による浸水や土砂災害などによって多くの貴い命が失われました。

枚方市、寝屋川市では幸いにも大きな災害はございませんでしたが、昨今、こうした災害はいつどこで発生するか分からない状況ですので、風水害発生時の体制をはじめ様々な課題を再検証し、枚方、寝屋川両市域の消防・救急・救助体制のさらなる強化に努めてまいります。また、6月にはG20大阪サミット開催に伴う特別警戒に、9月にはラグビーワールドカップの日本開催に伴う特別警戒に、それぞれ本消防組合の職員が派遣され、国際的な催しにおける消防警戒活動について貴重な経験を得ることができました。

現在、新型コロナウイルス感染症が再拡大し、医療提供体制が逼迫していると言われる中、消防組合としては安定した消防行政サービスを提供していく必要があります。限られた財源を最大限活用し、今後もより一層、効率的・効果的な消防行政の運営に努めてまいりますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元の歳入歳出決算書に基づき、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書の4ページをお開きください。

初めに、歳入の状況でございますが、第1款 分担金及び負担金から第8款 繰越金までを合わせました歳入合計は、5ページの収入済額75億1,565万9,857円でございます。

次に、歳出の状況でございますが、6ページをお開きください。

第1款 議会費から第5款 予備費までを合わせました歳出合計は、7ページの支出済額74億4,026万5,047円で、右下欄外の歳入歳出差引残額は7,539万4,810円でございます。

続きまして、36ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

金額は1,000円単位ですが、歳入総額、歳出総額及び歳入歳出差引額はただいまご説明したとおりでございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は7,539万5,000円の黒字となっております。

恐れ入りますが、12ページにお戻りください。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、第1款 分担金及び負担金の収入済額は、13ページ3列目に記載のとおり71億6,288万1,082円でございます。

その下、右端の備考欄をご参照ください。

構成両市からの負担金として、枚方市から42億9,796万円を、寝屋川市から27億8,995万4,000円をそれぞれ収入したものでございます。また、交野市からは、消防指令業務の共同運用及びドクターカー事業に係る負担金として7,496万7,082円を収入いたしました。

次に、第2款 使用料及び手数料は1,079万3,250円で、主に危険物関係許可申請等手数料などでございます。

次に、第3款 府支出金は3,145万4,695円で、主な内容につきましては14ページをお開きください。

第1項 府負担金は府立消防学校へ教官として派遣した職員の人件費分740万5,676円でございます。第2項 府補助金は消防ヘリコプター運営費補助金、G20消防・救急体制整備交付金、ラグビーワールドカップ2019交付金など2,404万9,019円でございます。

次に、第4款 財産収入は、破損した机などを売却した物品売払い収入4万1,137円でございます。

第5款 寄附金はございません。

次に、16ページをお開きください。

第6款 諸収入は3,737万7,378円で、その内訳は第1項 組合預金利子が301円、第2項 雑入は構成両市へ派遣しております職員の人件費分など3,737万7,077円でございます。

次に、第7款 組合債は消防車両等の購入に係る2億140万円でございます。

第8款 繰越金は7,171万2,315円で、平成30年度決算の剰余金でございます。

以上、歳入合計は19ページ最下段のとおり75億1,565万9,857円でございます。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

20ページをお開きください。

第1款 議会費の支出済額は249万7,004円で、議会運営に要した費用でございます。

第2款 総務費は104万6,558円で、主な内容といたしましては特別職報酬のほか、22ページをお開きください、公平委員会委員報酬及び監査委員報酬などでございます。

第3款 消防費は68億3,380万602円でございます。

24ページをお開きください。

第1目 常備消防費65億4,907万786円の主な内容といたしましては、25ページ、第1節 報酬から27ページの第7節 賃金までの人件費のほか、恐れ入りますが29ページをお開きください、第13節 委託料は2億449万4,089円で、消防情報システムの保守などに係る費用でございます。第14節 使用料及び賃借料は3,722万3,123円で、消防情報システムの機器借上げなどの費用でございます。第18節 備品購入費は4,497万8,909円で、無人航空機（ドローン）、G20警戒部隊用配備資機材、消防用機械器具等の購入費用でございます。第19節 負担金、補助及び交付金は1億2,301万4,836円で、ドクターカー運営負担金やヘリコプター負担金などでございます。

30ページをお開きください。

第2目 非常備消防費は97万5,518円で、消防団の活動に係る費用でございます。

第3目 消防施設費は2億8,375万4,298円で、主な内容といたしましては、第18節 備品購入費が2億5,124万円で救急車3台、救助工作車1台を更新したものでございます。

次に、第4款 公債費は6億292万883円で、新消防本部庁舎建設や消防車両更新事業等に係る地方債の元金償還金及び、次のページに記載しております支払利子でございます。

以上、歳出合計は、33ページ最下段のとおり74億4,026万5,047円でございます。

なお、38ページ以降に財産に関する調書を添付しておりますので、併せてご参照いただきますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、認定第1号 令和元年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定につきまして提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

○前田富枝議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○前田富枝議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○前田富枝議長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本件を採決します。本件は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前田富枝議長 ご異議なしと認め、原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第5 議案第6号 令和2年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第1号)を議題とします。提案理由の説明を求めます。

島村消防次長兼総務部長。

○島村忠消防次長兼総務部長 ただいま上程いただきました議案第6号 令和2年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第1号)につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算の主な内容といたしまして、令和3年1月1日より運用開始予定としております枚方寝屋川消防組合ハラスメント審査委員会において、弁護士やカウンセラーといった識見を有する委員に対する報酬の追加及び令和3年度当初から業務を開始する各事業において今年度中に契約手続を行う必要がある経費につきまして債務負担行為の追加を行うものでございます。

それでは、恐れ入りますが、議案書の13ページをお開き願います。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては歳入歳出それぞれ27万円を追加しまして、補正後の総額を74億6,320万9,000円とするものでございます。

次に、第2条 債務負担行為の追加につきましては、第2表 債務負担行為補正により説明いたします。

15ページをお開き願います。

第2表のとおり、今年度中に契約手続を行う必要がある受付業務委託など合わせて21件を設定するものでございます。

続きまして、18ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書に基づきましてご説明を申し上げます。

まず、歳入の補正でございますが、第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金につきましては27万円を増額するものでございます。内訳といたしまして、枚方市負担金を16万4,000円、寝屋川市負担金を10万6,000円、それぞれ増額するものでございます。

引き続き、歳出につきましてご説明申し上げます。

20ページをお開き願います。

第3款 消防費、第1項 消防費を27万円増額するものでございます。これは、枚方寝屋川消防組合ハラスメント審査委員会の報酬といたしまして27万円を増額するものでございます。この内訳といたしまして、弁護士1名及びカウンセラー2名それぞれに対しまして委員会開催ごとに日額1万5,000円の報酬を予定しております。1事案に2回の委員会開催とし、今年度末までで3事案を見込み、委員会合計6回の開催分でございます。

25ページに補正予算給与明細書を、26ページから29ページまでに債務負担行為に関する調書を添付させていただいておりますので、併せてご参照いただきたいと思います。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○前田富枝議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

太田議員。

○太田徹議員 議案第6号 令和2年度枚方寝屋川消防組合補正予算に関連し、2点、質問させていただきます。

まず最初に、なぜこの時期にハラスメント相談体制の見直しを行うのか、お伺いをします。また、識見を有する外部委員に弁護士及びカウンセラーを任命する理由についてもお聞かせください。

○前田富枝議長 答弁を求めます。

島村消防次長兼総務部長。

○島村忠消防次長兼総務部長 太田議員のご質問にお答えします。

まず、今年度のハラスメント事案が立て続けに発生したことを受け、早急に対策を行う必要があると判断し、構成両市に相談をさせていただいたところ、外部の目線を入れることでより公平性・透明性が高まるのではないかとアドバイスをいただいたことから、両市のハラスメント相談体制を参考に見直しを行い、1月から運用を開始できるよう体制を整備したものでございます。

次に、識見を有する外部委員は、弁護士についてはハラスメント審査において法的な観点から公平・公正な審査をお願いするものであり、カウンセラーにつきましてはハラスメント事案に関係のあった職員の心のケアや各種事案に応じた適切なアドバイス等をお願いするものでございます。

進めていただきますように重ねて要望して、質問を終わらせていただきます。

○前田富枝議長 これにて太田議員の質疑を終結します。

他に質疑はございませんか。

岡議員。

○岡由美議員 議案書の15ページ、第2表 債務負担行為補正の表の下から3段目に記載のネット119、132万円のシステム使用料が上がっておりますが、幾つかお伺いいたします。

1、聴覚等に障害がある方のための緊急通報システム、ネット119ですが、当消防本部では早期に導入していただいているという認識を持っております。改めて、導入した目的と運用開始時期についてお示してください。

2、現在の登録者数は各市何名でしょうか。

3、大阪府下の他市消防本部の状況についてお聞かせください。

4、新規登録者を増やすためのこれまでの取組と今後の取組予定についてお聞かせください。

5、ネット119を運用する上での課題についてお示してください。

以上5点についてお聞きいたします。

○前田富枝議長 答弁を求めます。

中井警防部長。

○中井正明警防部長 岡議員のご質問にお答えします。

ネット119システムにつきましては、聴覚や言語機能の障害があり、音声による119番通報が困難である方が携帯電話等を使用して円滑に通報を行うためのシステムであり、現行の消防情報システムの更新に伴い、平成27年8月から導入したものでございます。

現在の登録者数につきましては、枚方市67人、寝屋川市54人、合計121人で、導入時期から91人増加しております。

全国的にも本システムの導入が進められているところで、総務省消防庁によると、本年6月1日現在、大阪府内27消防本部中24本部が導入済み、または今年度中に導入を予定しております。

本システムの登録者を増やすために、昨年7月29日にシステムをバージョンアップする際には枚方市、寝屋川市の福祉部局と連携して広報紙等で周知させていただき、

28名の新規登録希望者に説明会に参加していただきました。また、本年は登録者に操作方法を確認していただくためにテスト通報の依頼と操作フォローを実施していただきましたが、システムの設定から通報までの操作を確実に行っていただくことに加え、登録情報変更時の届出など利用者側の認識を深めることも重要な課題であると考えております。今後も関係者と連携し、窓口でのリーフレットの配付やホームページ等による広報活動を継続的に実施し、システムを必要とされる方への周知に努めるとともに、必要なときに正しく操作していただくための取組みを進めてまいります。

○前田富枝議長 再質問はありませんか。

岡議員。

○岡由美議員 2回目は意見と要望をさせていただきます。

以前の緊急通報システムは手書き発信によるファックス119や携帯電話の普及によりメール119が利用されてきましたが、外出先からの通報や位置情報付きの通報サービスがありませんでした。そして、その後、即座に消防本部に通報につながるネット119が開始され、当消防本部ではほかの消防本部に比べ早期に導入、平成30年からは利用できるエリアも管轄内から全国へと拡充され、安心が広がりました。さらに、福祉部局との連携でリーフレットやホームページでの周知、ダウンロードできる申請書、また、説明会の開催など積極的に登録者を増やす努力をしていただいていることをお聞きし、安心いたしました。

ネット119の登録者数をお聞きいたしました。寝屋川市の聴覚障害者は10月1日現在で969名とのこと。これはゼロ歳からの人数でありますし、携帯電話をお持ちの方が何人おられるかは分かりませんが、まだまだ登録者を増やせる余地はあると思います。私も聴覚障害を持つ友人が多くおりますが、登録はしているけれども、緊急のとき以外は使用しないので、いざというときにしっかり使えるか不安との意見を聞いております。簡単な操作とはいえ、緊急時は健常者でも慌ててしまうことが多いと思います。大切な命を守るネット119、さらに新規登録者を増やす、啓発をしていただくとともに、特に高齢の障害者の方は大変気になりますので、登録者への定期的なフォローも重ねてお願い申し上げまして、質問を終わります。

○前田富枝議長 これにて岡議員の質疑を終結します。

他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○前田富枝議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○前田富枝議長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本件を採決します。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前田富枝議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたしました。

次に、日程第6 議案第7号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

野田予防部長。

○野田繁人予防部長 ただいま上程いただきました議案第7号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書30ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

今回の改正につきましては、条例制定基準である対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、規制の対象となる電気自動車等を充電するための急速充電設備の全出力の上限を200キロワットまで拡大し、あわせて、火災予防上必要な措置を規定するものでございます。

それでは、このたびの主な改正内容につきまして、参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

34ページをお開き願います。

急速充電設備について規定する第11条の2第1項中、50キロワットを200キロワットに改めることにつきましては、全出力50キロワットを超える急速充電設備の需要の増加に伴い、普及がさらに加速することが予想されることから、規制の対象となる全出力の上限を拡大するものでございます。

次に、同項中第1号を加えることにつきましては、機器本体の外部における火災による高温暴露が想定されることから、必要な安全対策を規定するものでございます。

続きまして、35ページをご覧ください。

同項中第13号を加えることにつきましては、全出力の拡大に伴い、充電用ケーブルが従来と比べ太く重くなることが想定され、電気自動車等への充電操作中にコネクタが落下し損傷することによる出火事故が想定されることから、必要な安全対策を規定するものでございます。

次に、同項中第14号を加えることにつきましては、液体を用いて冷却する充電用ケーブルが液漏れした場合における内部基板等の損傷による出火事故が想定されることから、必要な安全対策を規定するものでございます。

次に、同項中第15号を加えることにつきましては、複数の電気自動車等を同時に充電する機能を有する機器において、出力の切替えに係る開閉器が熱により固着することなどによって電気自動車等の電池が短絡し、配線や充電用ケーブルの焼損等が生じることが想定されることから、必要な安全対策を規定するものでございます。

36ページをお開き願います。

同項中第16号にハを加えることにつきましては、低温下において蓄電池の充電を行った場合、蓄電池の電極に析出する金属リチウムにより蓄電池内部で短絡が発生することが想定されることから、必要な安全対策を規定するものでございます。

次に、同号にニを加えることにつきましては、制御機能の故障により蓄電池の過充電、過昇温が発生して発火することが想定されることから、必要な安全対策を規定するものでございます。

最後に、火を使用する設備等の設置の届出について規定する第44条中第10号を加えることにつきましては、急速充電設備の設置の届出を要することとし、これを契機として、さらに的確な実態の把握、助言・指導を行うために規定するものでございます。

恐れ入りますが、32ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この条例の施行日を令和3年4月1日とし、経過措置として、この条例の施行の際、現に設置され、または設置の工事がされている、この条例による改正後の枚方寝屋川消防組合火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る設置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例によるものとして規定するものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○前田富枝議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○前田富枝議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○前田富枝議長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前田富枝議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第7 議員提出議案第3号 枚方寝屋川消防組合会議規則の全部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

金子副議長。

○金子英生副議長 ただいま上程いただきました議員提出議案第3号につきまして、提案者7名を代表いたしまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議員提出議案第3号 枚方寝屋川消防組合議会会議規則の全部改正について、別冊の1ページ目をご覧ください。

本議案の提案理由についてですが、枚方寝屋川消防組合議会会議規則（以下、規則と呼ばせていただきます）につきましては、昭和23年に制定され、昭和49年に全部改正されて以降、45年が経過しております。この間、規則の改正が行われてこなかったことにより、全国市議会議長会において制定されている標準市議会会議規則と一部乖離が見られることから、消防組合議会において規定すべきと考える項目を追加する形で全部改正を行うものでございます。

以下、今回の全部改正において追加もしくは変更された項目につきまして簡単にご説明させていただきます。

3ページをお開き願います。

第3条につきましては、住所以外の連絡所を定めた場合の議長への届出の義務について規定するものです。

5ページをご覧ください。

第13条につきましては、地方自治法第113条の規定による出席催告の方法について

規定するものです。

6 ページをご覧ください。

第22条につきましては、議長が必要と認めるときに、議事日程を定めずに会議の日時のみの通知をもって会議を開くことができるよう規定するものです。

8 ページをご覧ください。

第38条から40条につきましては、議案等の説明における質疑後の修正案の説明や、修正案に対する質疑、討論など、表決に付すまでの流れについて規定するものです。

第43条及び、9 ページに移りまして、第44条につきましては、地方自治法第115条に規定する秘密会の運営について規定するものです。

第46条、47条につきましては、発言の通告に関するルール及びその順序や、通告をしなかった場合の取扱いについて規定するものです。

10ページをご覧ください。

第51条、52条につきましては同一議題に対する質疑の回数や発言時間の制限に関する議長の権限について規定するものです。

13ページ、第73条から14ページ、第79条につきましては、地方自治法第115条の2に規定する公聴会開催の手続について規定するものです。

15ページ、第81条、82条、84条につきましては、会議録の配付や会議録に掲載しない事項、保存年限等について規定するものです。

第85条から、16ページの第89条につきましては、憲法第16条及び地方自治法第124条に規定されている請願の提出方法や紹介議員、請願の審査方法等について規定するものです。

第91条につきましては組合議員の辞職手続について規定するものです。

17ページの第98条、99条につきましては、会議中の規律に関する事項として、議長の許可のない印刷物の配付及び登壇を禁止することについて規定するものです。

第101条から、18ページの第105条につきましては議員の懲罰に関する事項について規定するものです。

第106条につきましては議員派遣の決定に係る手続について規定するものです。

最後に、附則といたしまして、この規則は公布の日から施行するものでございます。

なお、委員会に関する規定につきましては、本消防組合が条例による委員会を設置していないことから、本改正に含めていないことを申し添えておきます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○前田富枝議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

太田議員。

○太田徹議員 枚方寝屋川消防組合議会会議規則の全部改正について質問させていただきます。

まず、なぜこのタイミングで会議規則の全部改正をすることになったのか、説明をお願いいたします。また、請願等は憲法や地方自治法で保障されている権利であるにもかかわらず、今回、会議規則に規定をすることになりました。なぜ今回行われるのか。また、他の消防組合議会におきましても議会会議規則に請願に関する項目が規定されているのか。以上3点、提案者である副議長にお伺いをいたします。

また、これまでの会議規則の体制の下で請願や請願に関する市民からの問合せ等についてはどのような対応を取ってきたのか、あったのであれば具体的にお示しく下さい。この2点については事務局からお答えをお願いします。

○前田富枝議長 答弁を求めます。

金子副議長。

○金子英生副議長 太田議員のご質問の前半部分についてお答えいたします。

本年6月に消防組合議会の役選が行われ、枚方市より前田議長が、寝屋川市からは私が副議長として選出されました。前田議長と今年度の議会運営方針について話し合う機会を設けさせていただいた際に、議長から、消防組合議会会議規則が長年改正されておらず、全国市議会議長会で制定されている標準市議会会議規則と乖離している旨の指摘があり、今年度中に改正するよう消防組合の議会事務局に対してご指示がありました。この指示を受けまして、消防組合の議会事務局において、管理者市である枚方市の議会事務局と調整を行いながら改正作業を進め、今般、改正準備が整ったことから今議会に提出させていただいたものです。

次に、請願につきましては、憲法や地方自治法において保障されているものであり、必ずしも議会会議規則に規定しなければならない項目ではございません。しかしながら、全国市議会議長会により制定されている標準市議会会議規則でも規定されていることに加え、議会会議規則は会議の運営や一般手続に関する規律であり、これらの条文を規定することにより安定した議会運営と公平・公正な事務手続を担保できるもの

と解することから、消防組合議会会議規則に規定したものです。また、大阪府下における一部事務組合方式の消防本部である守口市門真市消防組合、大東四條畷消防組合、柏原羽曳野藤井寺消防組合、泉州南消防組合の全ての消防組合議会会議規則で請願に関する項目が規定されております。

○前田富枝議長 島村消防次長兼総務部長。

○島村忠消防次長兼総務部長 太田議員のご質問の後半部分についてお答えを申し上げます。

これまでに枚方寝屋川消防組合議会に請願書が提出された事実はありません。また、市民からの請願に関するお問合せにつきましては、記録がないので回答は差し控えさせていただきますが、請願法及び地方自治法の規定に従って提出された請願書につきましては受理するものとし、議長及び副議長と協議した上で手続を進めていく必要があると認識をしております。

○前田富枝議長 再質問はありませんか。

太田議員。

○太田徹議員 2回目は要望のみとさせていただきます。要望といいましても議会が提案しているものなんですけれども。

今まで請願が項目になかったということで、もし市民から問合せがあったときに、そのことを理由に請願が受理されていないなんていうことがもしありましたら、議会として大変申し訳ないことであったなと思ひ、今回、確認をさせていただきました。

ただ、記録がないということについてはどう判断していいのかということのは少し、市民から問合せをしてきて、そのことに対してどう答えたのかということに対する記録がないということは、もしかしたらそういうことがあったかもしれないということについては議会としてしっかり反省すべき点なのかもしれないと思うところであります。

また、今回、規則の中に、質疑については3回以内という基本ルールが設けられるということについては、今後しっかり議論をしていく中で、議会としてしっかり審議できる中身にしていくことが必要ではないかという意見だけ申し添えて、終わらせていただきます。

○前田富枝議長 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○前田富枝議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○前田富枝議長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本件を採決します。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前田富枝議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

ここで、新型コロナウイルス感染拡大防止のため議場内の換気を行いますので、暫時休憩し、45分再開とさせていただきます。

(午前11時40分 休憩)

(午前11時45分 再開)

○前田富枝議長 本会議を再開します。

次に、日程第8 一般質問を行います。

一般質問につきましては、太田議員、野口議員から通告がありましたので、順次、質問を許可します。

初めに、太田議員の質問を許可します。

太田議員。

○太田徹議員 新型コロナウイルス対策について、他の消防組合のホームページなどを参考にしていると、時差出勤、2交替・3交替勤務、テレワーク、休日出勤など様々な形態で少しでも密を避け、そして、消防体制の維持を図る努力が見受けられます。

枚方寝屋川消防組合のホームページを見る限り、どのような努力がなされているのか、非常に分かりにくい状況にあります。職員の健康と消防体制を守るための体制づくりはどのようになされているのか、お示してください。

また、この間、消防職員のコロナ陽性患者が出ています。職場での濃厚接触者が当然発生している状況になると思いますが、どのように消防体制を維持しているのか、職員の負担はどのように考えているのか、お示してください。

○前田富枝議長 答弁を求めます。

島村消防次長兼総務部長。

○島村忠消防次長兼総務部長 太田議員のご質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染拡大を受け、職員に対しましては新しい生活様式の徹底な

どの基本的な感染防止対策を周知徹底しています。また、消防体制を堅持するために、国の緊急事態宣言や大阪モデルと連動する形で独自のフェーズを策定しており、フェーズに応じて在宅勤務や時差出勤、業務の制限、イベント・講習などの実施方法の見直しなどを行っているところです。

次に、職員に陽性者が発生した場につきましては、当該職員が勤務中にマスク着用などの感染防止対策を徹底していた場合には濃厚接触者に該当しないという見解を保健所に確認しています。しかしながら、万が一に備え、陽性者と同一の勤務者につきましてはPCRの自主検査を実施し、陰性が確認された段階で勤務に復帰できる体制を取っております。

なお、陽性者が出た場合につきましても、勤務体制の変更、毎日勤務職員や非番・週休職員の業務応援などによって災害対応には万全を期しております。

○前田富枝議長 再質問はありませんか。

太田議員。

○太田徹議員 2回目は要望とさせていただきます。

新型コロナウイルスの第3波がやってきまして、多くの市民の方が社会インフラは大丈夫なんだろうかとこの心配を始めています。そんな中で、消防や救急体制がしっかり維持できているということをしかり市民に周知していくということも安全・安心の1つにつながっていくのかなと思います。

枚方寝屋川消防組合の活動を知るすべというのは多くの市民にとってホームページになっています。そのホームページにおいてしかりと周知をしていただきたいと思います。そして、そこで働く消防職員の健康、安全に対してしかりと留意していただくことをお願いいたしまして、要望とさせていただきます。

○前田富枝議長 次に、野口議員の質問を許可します。

野口議員。

○野口光男議員 一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症の搬送状況とその対応についてお伺いします。

今年9月までの救急出動件数や新型コロナウイルス感染症の搬送状況については11月2日の全員協議会で説明がありましたが、その後、11月中旬以降、大阪府において感染者が爆発的に増加し、第3波とも呼ばれる状況になっています。枚方市においても同様に増加している状況となっています。そうした中で、最近の救急搬送状況や対

応状況、搬送が困難な状況になっているのかについてお伺いします。

○前田富枝議長 答弁を求めます。

中井警防部長。

○中井正明警防部長 野口議員のご質問にお答えします。

今年の12月15日までの救急出動件数は3万3,068件で、昨年同時期と比較すると約8.6%減少しております。そのうち新型コロナウイルス感染者やその疑いのある方の救急出動件数は388件となっております。また、患者受入れまでに4回以上、病院に照会を行う事案、いわゆる搬送困難事例につきましては、昨年同時期と比較しますと若干減少していますが、一方、現場での活動時間につきましては若干増加しております。12月に入り、新型コロナウイルス感染症関連の出動が増加しており、今後も増加することが見込まれることから、引き続き、保健所や医療関係機関と連携を図り、感染防止に留意しながら対応してまいります。

○前田富枝議長 再質問はありませんか。

野口議員。

○野口光男議員 コロナ禍において出動回数も増えているという状況の中、救急隊員の皆さんは常に感染防止に配慮した上での活動となり、日々、プレッシャーやストレスを感じていると思います。そうした中で、新型コロナウイルス感染拡大防止の対応として、消防組合においても大人数や長時間の宴会、飲み会を控えているとも聞いていますけれども、コロナ対策が長引く中で大変ストレスがたまっている状況にあると思います。職員のメンタルヘルスケアについてはどのようになっているのか、お伺いいたします。

○前田富枝議長 答弁を求めます。

島村消防次長兼総務部長。

○島村忠消防次長兼総務部長 野口議員の2回目のご質問にお答えします。

職員のメンタルヘルスケアにつきましては、予防的な取組みが重要であると考え、職員自身のセルフケアの促進やストレスのない良好な職場環境を推進するよう周知しております。

具体的な取組といたしましては、寝具の個人貸与や仮眠室へのカーテン設置に加え、陽性者と同一の勤務者に対しましてPCRの自主検査を実施することで、職員間の感染に対するストレスを少しでも軽減できるように努めています。また、心身の不調を

訴える職員につきましては、産業医と連携を取りながら健康相談や担当課での面談などを実施しております。

○前田富枝議長 再質問はありませんか。

野口議員。

○野口光男議員 3回目は要望とさせていただきます。

無症状者へのPCR検査を行っている富士宮市では、災害への対応や医療体制を維持するため、医療従事者や消防職員などの検査費を全額補助することを決めております。また、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から、クラスターが複数発生している地域における積極的な検査の実施について要請があり、その対象としては高齢者施設、医療機関等とあります。感染者が増えている状況においては、消防職員の皆さん、特に救急搬送に従事する職員の方を対象としたPCR検査についても積極的に実施していただきますよう要望して、私の質問とさせていただきます。

○前田富枝議長 以上をもって一般質問を終結します。

これをもちまして、本日の会議に付された案件は全て終了しました。

閉会に際し、管理者からの挨拶をお受けします。

伏見管理者。

○伏見隆管理者 閉会に当たりまして、一言、お礼のご挨拶を申し上げます。

年末のお忙しい中、各案件につきまして慎重にご審議をいただき、いずれもご認定、ご可決いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

本日いただきましたご意見につきましては今後の消防行政に反映していきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

本消防組合としましても、枚方・寝屋川両市の市民の皆様に健やかな新年を迎えていただけるよう、職員一人一人が一層気を引き締め、年末年始の業務に当たってまいります。

なお、新春恒例の消防出初め式につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大状況を考慮し、誠に残念ではございますが、中止の判断をいたしましたので、改めてご報告させていただきます。

以上、甚だ簡単ではございますが、閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○前田富枝議長　それでは、私からも、閉会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、この1年間、消防組合議会の運営などにご協力、ご支援をいただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

本年も残り僅かとなりました。皆様方におかれましてはつつがなく新年をお迎えになられますよう、高い席からではございますけれども、ご祈念を申し上げまして、本日の会議の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会議を閉会させていただきます。お疲れさまでした。

(午前11時58分　閉会)

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記するためここに署名する。

令和2年12月24日

枚方寝屋川消防組合議会

議長 前田高枝

枚方寝屋川消防組合議会

議員 泉大介

枚方寝屋川消防組合議会

議員 岡由美